

# 短期入所療養介護(予防)重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

## 1. 施設の概要

### (1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人徳洲会 介護老人保健施設シルバーケア鎌ヶ谷
- ・開設年月日 令和3年10月1日
- ・所在地 〒273-0121 千葉県鎌ヶ谷市初富125番地-1
- ・電話番号 047-441-2005 ・FAX番号 047-442-1500
- ・管理者名 玉城 允之
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1252680036号)

### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

### (3) 施設の職員体制と業務内容

- ① 管理者 1人
- ② 医師 1. 6人以上
- ③ 薬剤師 0. 6人以上
- ④ 看護職員 13. 9以上
- ⑤ 介護職員 34. 7人以上
- ⑥ 支援相談員 1. 6人以上
- ⑦ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1. 6人以上
- ⑧ 管理栄養士 1人以上
- ⑨ 介護支援専門員 1. 6人以上
- ⑩ 事務員 運転手 等 適当数

管理者	病状及び心身の状況に応じた日常的な医学的管理・薬剤処方、職員の管理・教育・指導
医師	病状及び心身の状況に応じた日常的な医学的管理・薬剤処方
薬剤師	医師の指示に基づいた調剤、服薬指導等
看護職員	医師の指示による投薬・検温・血圧測定等の医療行為、診療の補助等
介護職員	施設サービス計画に基づいた、日常生活上の介護等
支援相談員	相談業務・苦情受付・市町村等他機関との連携等

理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	リハビリテーション実施計画書の作成、身体機能の評価・維持回復、低下防止のため機能訓練の実施・指導
管理栄養士	栄養管理、栄養ケアマネジメント計画書の作成
介護支援専門員	施設サービス計画書の作成・説明業務、介護保険の更新等の申請手続き
事務員	総務、資材管理、会計・請求業務、電話・窓口対応、経理等

(4)入所定員等 160名  
・療養室 51室（個室 10室、 2人部屋 7室、 、4人室 34室）

(5)通所定員 70名

## 2. サービス内容とご利用料

種類	内容	自己負担額
食事	朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～ 食事は離床して食堂にて召し上がっていただくことを基本としております。	朝食 380円 昼食 640円 夕食 720円（おやつ含む） 上記料金に対しては所得に応じて減額の対象となる方（限度額認定証の提示が必要）もいらっしゃいます。
入浴	一般浴槽の他、入浴に介助を要するご利用者様には機械浴又はストレッチャー浴で対応します。 頻度は週2回、フロアによって曜日が決まっています。 身体状況により入浴できないときには清拭を行います。	
医学的管理・看護	バイタルチェック（体温・血圧・脈拍測定）や服薬管理などの必要な管理を行います。 ご利用者様の心身に異常があった場合は、当施設の医師が対応し適切な処置をとるとともに協力医療機関と連携をとりながら速やかに対応いたします。	
介護	身体介護	
機能訓練	リハビリテーション レクリエーション 原則として機能訓練室にて行いますが、施設内ですべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです	
相談援助サービス	利用中のご要望や施設の提供するサービス、接遇に関する要望 退所後の居宅サービスに関する調整等の相談	
理美容	個人としての尊厳に配慮し適切な整容が行われるよう援助致します。	
その他	サービスの中には基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので 具体的にご相談ください。	

【基本サービス費 加算型・基本型】

施設サービス費	多床室			個室		
	自己負担額(円)			自己負担額(円)		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護1	852	1,704	2,557	773	1,546	2,320
要介護2	904	1,807	2,711	823	1,645	2,467
要介護3	969	1,939	2,908	887	1,774	2,662
要介護4	1,024	2,047	3,071	897	1,885	2,828
要介護5	1,080	2,160	3,241	949	1,994	2,991

◆ 上記に付随する加算一覧

項目	料金(円)				内容
	1割	2割	3割	単位	
個別リハビリテーション実施加算	246	492	739	円/日	多職種が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し計画に基づきリハビリを行った場合にかさんでいる。
夜勤体制加算	24	49	73	円/日	夜間職員配置について、20名に1名、かつ利用者41以上では2名の体制がとれていること
緊急短期入所受入対応加算	92	184	277	円/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所を緊急に行った場合は、利用を開始した日から起算して7日(やむを得ない場合は14日)を限度として算定する。
重度療養管理加算	123	246	369	円/日	要介護4・5の者であって、別に定める交代にある者に対して計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合に算定できる。
在宅復帰在宅療養支援機能加算(1)	52	104	160	円/日	厚生労働省が定める基準により、在宅復帰在宅療養支援等評価指標として算出される和が、報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合に算定できる。
送迎加算(片道あたり)	188	377	566	円/日	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合
総合医学管理加算	282	564	847	円/日	治療管理を目的とし、居宅サービス計画において計画的におこなうこととなっていない短期入所を行った場合に7日を限度として所定点数を算定する。
療養食加算	8	16	24	円/日	糖尿病・心臓疾患・腎疾患の特別食を提供する際に加算
緊急時治療管理	531	1063	1595	円/月	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所を緊急に行った場合は、利用を開始した日から起算して7日(やむを得ない場合は14日)を限度として算定する。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	7.5%	7.5%	7.5%		介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるように推進するための加算 ※総介護報酬単位数に先の加算率を乗じる
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	7.1%	7.1%	7.1%		介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるように推進するための加算 ※総介護報酬単位数に先の加算率を乗じる
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	5.4%	5.4%	5.4%		介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるように推進するための加算 ※総介護報酬単位数に先の加算率を乗じる

### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### 【協力医療機関】

名称	医療法人 徳洲会 鎌ヶ谷総合病院
標榜科目	内科、消化器科、外科、循環器内科、整形外科、リウマチ科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、小児科、歯科口腔外科、歯科、眼科、皮膚科、神経内科、形成外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、放射線治療科、放射線診断科、麻酔科、病理診断科
住所 電話番号	千葉県鎌ヶ谷市初富929-6 047-498-8111

#### 【協力歯科医療機関】

名称	医療法人 徳洲会 鎌ヶ谷総合病院
診療科目	歯科口腔外科
住所 電話番号	千葉県鎌ヶ谷市初富929-6 047-498-8111

名称	医療法人社団 和晃会 大山歯科医院
住所 電話番号	千葉県鎌ヶ谷市初富23-117 047-445-5987

### 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ① 介護保険証等の確認  
ご利用にあたり、ご利用希望者の介護保険証等を確認させていただきます。  
更新または変更があった際はご提示ください。
- ② 利用料の変更について  
介護保険改定や消費税変更等により、利用料金の変更が必要になる事もあります。その際は『変更事項同意書』を作成致しますので、署名・捺印をもってご同意いただいたものとします。
- ③ 面会  
面会時間は午前9時から午後5時までとなります。  
ただし、未就学児のご面会については感染症の関係上、ご遠慮いただいております。感染の流行期には、ご面会の中止や面会方法の見直しをお願いする場合がございます。  
面会方法が変わった場合は、随時お手紙にてお知らせさせていただきます。

④ 外出・外泊

当施設は在宅復帰を目的としておりますので、ご利用者の状態に応じてご家族へ外出・外泊をお願いすることがありますのでご協力をお願いいたします。

また、外出・外泊をされる際には各フロアにあります届出が必要になりますの記入下さい。日数に限度（1月内に6日間）がございます。外泊での終日不在時の費用としては、外泊時費用及び居住費（多床室以外の方は特別な室料）の請求となります。長期の連続した外泊をお考えの場合は支援相談員までご相談ください。※感染症の関係上で、外出・外泊については見合わせている場合もございます。

⑤ 医療機関への受診・入院

ご利用中に受傷や容体の変化等のために当施設の医師の判断により、受診が必要となる場合がございます。入院や説明・同意を求められることもありますので、原則ご家族様に付き添いをお願いしております。また、会計方法も制度上医療保険の適応がご自宅や入院中等と異なりますので、必ず施設に入所していることがわかるように文書をお渡ししております。

受診により入院となった場合は、当施設は退所扱いとなりますので、お荷物等はお引き取りをお願いしております。

⑤ 緊急時の連絡先及び事故発生時の対応について

緊急の場合には「利用申込書」又は「契約書」にご記入いただいた連絡先の優先順に連絡します。また、転倒等による事故発生時も受傷の有無にかかわらず⑤同様に連絡し、対応をお願いしております。

事故発生時の対応としては、施設医師へ報告し指示を受けて対処し、ご家族に連絡させていただきます。

受傷により医療機関に受診が必要となる場合には、『事故報告書』を作成し事故の再発防止に努めるとともに当施設の管轄の市（鎌ヶ谷市）及び県（千葉県）、ご利用者の保険者等の行政機関への報告義務がありますので、予めご了承ください。尚、当施設では『三井住友海上火災保険株式会社』の賠償責任保険に加入しております。

⑦ お薬について

ご入所中は当施設の医師が主治医となり、管理させていただきます。身体状況の変化による処方内容の変更（ジェネリック医薬品含む）・増減をすることもございますのでご了承ください。また、管理上ご相談なく処方箋による処方をお受けにならないようお願いいたします。

⑧ 身体的拘束等原則禁止について

介護保険施設等においては身体拘束が原則として禁止されており、当施設では身体拘束は行いません。身体拘束を事故防止対策として安易に正当化することなく、ご利用者の立場になって、その人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢の下で、介護を必要とするご利用者の自立の支援に向けたサービスの提供を行うこととなります。但し、ご利用者自身に自傷他害の恐れのある場合及び緊急時やむを得ない場合などは、施設管理者が判断し、身体拘束やその他ご利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

身体拘束・その他ご利用者の行動を制限が必要と判断した場合は、ご利用者の心身状況・拘束時間・緊急やむを得なかった理由をご家族に対し説明し、同意を得た上でを行い、身体拘束 経過観察記録で状態などの観察・再検討を行い、ご状態が改善された場合にはすぐに中止します。

⑨ 虐待防止の取り組みについて

当施設は、高齢者の心身の安全と尊厳を保護し、従事者が非意図的に加害者となる事態を未然に防ぐため、事業者として適切な予防措置に継続的に取り組み、すべての従事者が高齢者虐待に関する正確な認識を持つことが求められると考えており、体勢を整備しております。

サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにその旨を市町村に通報する義務も課せられております。

⑩ 金品、貴重品について

紛失・盗難についての責任は一切負いかねますので、金品や貴重品等は持ち込まないようにお願いいたします。

⑪ 飲食物について

感染(食中毒等)の観点から、飲食物のお持ち込みはご遠慮いただいております。万が一、お持ちいただいても返却することとなりますので予めご承知ください。

5. 非常災害対策

- ・防災設備      スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練      年2回以上(自然災害・消防訓練等)

6. 禁止事項

- ・飲酒、指定場所以外での喫煙
- ・危険物(火気・刃物等)・ペットの持ち込み
- ・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、迷惑行為

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。ご要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたします。

また、1階ロビー及び各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接お申し出いただくこともできます。受付窓口は下記となります。

(1) シルバーケア鎌ヶ谷受付窓口

担当者	支援相談員
	看護介護の長 介護士長
電話番号	047-441-2005
受付時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時00分

(2) 公的機関の受付窓口

鎌ヶ谷市役所 高齢者支援課	住 所 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 電話番号 047-445-1141 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
千葉県国民健康保 険 団体連合会(国保 連)	住 所 千葉市稲毛区天台6-4-3 電話番号 043-254-7428 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
千葉県健康福祉部 高齢者福祉課	住 所 千葉市中央区市場町1-1本庁舎13階 電話番号 043-223-2834 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
松戸市役所 介護保険課	住 所 松戸市根本387-5 電話番号 047-366-1111
柏市役所 高齢者支援課	住 所 柏市柏5-10-1 電話番号 04-7167-1111
船橋市役所 介護保険課	住 所 船橋市湊町2-10-25 電話番号 047-436-2111
白井市役所 高齢者福祉課	住所 白井市復1123番地 電話 047-492-1111

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

- 改訂 令和 4年 6月 25日より適用する。
- 改訂 令和 4年 10月 1日より適用する。
- 改訂 令和 5年 2月 1日より適用する。
- 改訂 令和 5年 4月 1日より適用する。
- 改訂 令和 6年 4月 1日より適用する。
- 改訂 令和 6年 6月 1日より適用する。

<別紙 1>

## 個人情報の利用目的

介護老人保健施設シルバーケア鎌ヶ谷では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供



## (介護予防) 短期入所療養介護重要事項説明書

当事業所は、「(介護予防) 短期入所療養介護重要事項説明書」に基づいて、(介護予防) 短期入所療養介護サービスの内容及び重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

〈事業者〉

事業所名

医療法人 徳洲会

介護老人保健施設シルバーケア鎌ヶ谷

所在地

千葉県鎌ヶ谷市初富125-1

施設長名

玉城 允之

説明者

職 名

支援相談員

氏 名

私は、「(介護予防) 短期入所療養介護重要事項説明書」に基づいて、(介護予防) 短期入所療養介護サービスの内容及び重要事項を説明受けました。

令和 年 月 日

〈ご利用者〉

氏 名

〈扶養者または身元引受人〉

住 所

氏 名

印

(本人との続柄

)